

本巢市地域福祉活動計画

平成30年度～平成34年度



社会福祉法人 本巢市社会福祉協議会

はじめに

本巢市社会福祉協議会では、平成20年度に「第1期地域福祉活動計画」、平成24年度に「第2期地域福祉活動計画」を策定し、“ふれあい つながり支え合う 安心とやさしさにつつまれたまち もとす”の基本理念のもと、地域福祉事業を推進してまいりました。



この度、社会福祉法改正の趣旨を踏まえ、「第3期地域福祉活動計画」を策定しました。

近年、少子高齢化や核家族化の進行、ひとり暮らし世帯の増加などにより、地域社会や家族の相互扶助機能の低下、身近な住民との交流の減少など地域力が低下している現状です。

この計画は、生活支援のしくみづくりや地域を見守るしくみづくりを中心に行政・関係機関との協働による「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現をめざして、その活動を具体化しようとするものです。

地域福祉の推進にあたりましては、市民の皆様、各種団体、福祉事業者など皆様のご理解とご協力をいただきながら、地域福祉の理念が現実のものとなるよう、一人ひとりが計画の推進役となっていただくことをお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画策定にあたってご尽力賜りました策定委員の皆様、市民の目線で様々なご提言をいただいた地域住民会議委員の皆様、並びに関係各位に対しまして深く感謝申し上げます。

平成30年3月

本巢市社会福祉協議会会長 矢野 勝

社会福祉法人 本巢市社会福祉協議会

— も く じ —

第1章 計画の概要

1	地域福祉活動計画とは	2
2	現計画策定の経緯	3
3	計画の策定体制	3

第2章 重点課題

1	少子高齢化及び地域の希薄化	4
2	高齢者・障がい者の生活支援	4
3	生活困窮世帯に対する自立支援	4
4	災害及び防災の支援体制	5
5	見守り活動の充実	5
6	相談機能強化と情報提供	5
7	地域の担い手・後継者不足	5
8	介護予防・認知症予防の充実	6
9	交流の場づくり	6

第3章 基本理念

1	基本理念	7
2	基本目標	7
3	施策の体系	8

第4章 基本計画

1	ふれあいとつながりの機会をつくります	10
2	支え合いのしくみをつくります	12
3	安心とやさしさに包まれたまちをつくります	15

第5章	各課の事業施策	18
-----	---------	----

第6章 計画の策定経緯

1	計画の策定経過	27
2	地域住民会議	28
3	本巢市地域福祉活動計画策定委員会	30

第1章 計画の概要

1 地域福祉活動計画とは

[地域福祉とは]

地域福祉とは、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが、地域において、生き生きと自立した生活が送れることをめざし、地域におけるさまざまなサービスや活動を組み合わせて、共に生き、支えあう社会づくりを具体化することをいいます。

[地域福祉活動計画とは]

地域福祉活動計画は、住民の参画のもと、この地域福祉を推進していくための指針です。

[地域福祉計画と地域福祉活動計画]

本巢市は現在、行政計画として本巢市地域福祉計画を策定しています。地域福祉計画は、その内容を社会福祉法第107条により規定され、次の事項を盛り込むこととされています。

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関すること
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関すること
- ④災害時等にも対応する要援護者に係わる情報の把握・共有及び安否確認の方法等

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、地域住民・民生委員、ボランティア、NPOなどと連携を図り、即応性、柔軟性を活かしながら、福祉活動の「自主的・自発的な行動計画」を定めたものです。

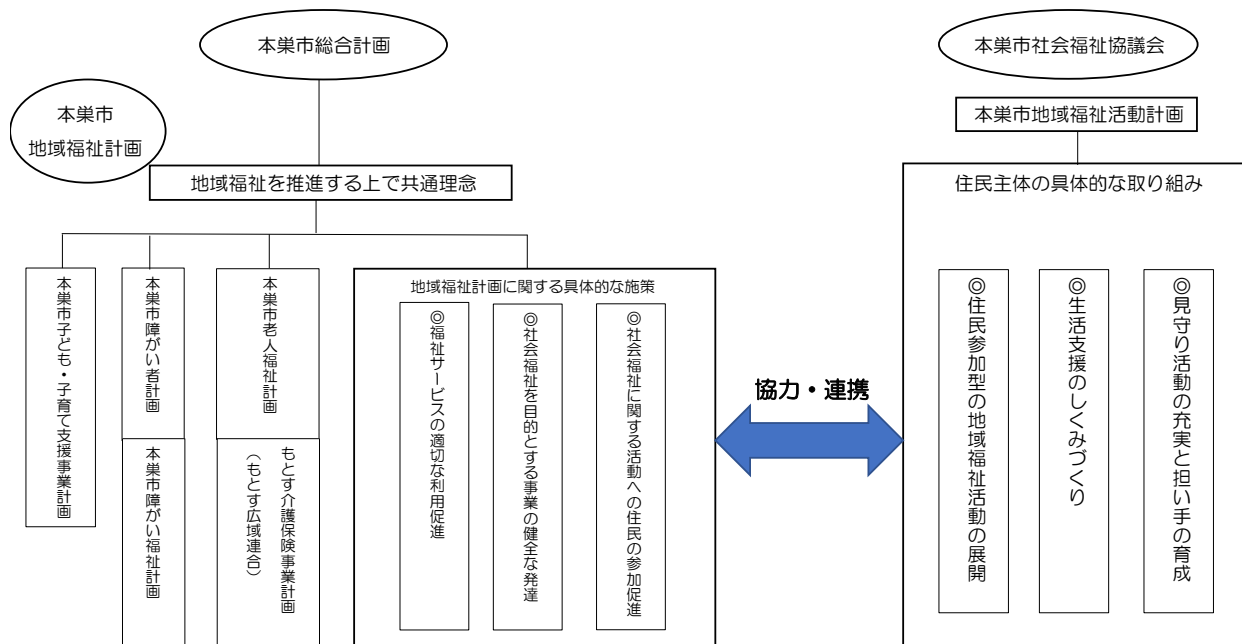
「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、地域の課題を共通認識し、相互に連携し合いながら、地域福祉を進展させていくものです。

[社会福祉協議会の役割]

社会福祉協議会は、住民が主体となって地域福祉活動を進めていく関係団体であり、社会福祉法では「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」(第109条)に位置づけられています。

このため、本巢市社会福祉協議会は、地域にある福祉問題をみんなで考え、課題解決に向けて取り組むという活動を通じて、住民と関係機関、団体などを繋げていく中核的な組織としての役割が求められています。具体的な福祉活動を促進していくために、「地域福祉活動計画」を策定します。

◎地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



2 現計画策定の経緯

平成24年度に、地域福祉活動計画策定委員会及び地域住民会議の審議を経て、「本築市地域福祉活動計画」を策定しました。

現計画は平成29年度が最終年度となるため、今回見直しを行い、平成30年度から34年度を期間とする新たな「第3期地域福祉活動計画」を策定します。

3 計画の策定体制

(1) 地域福祉活動計画策定委員会

地域福祉活動計画策定には、市民の皆様はもとより幅広く様々な分野からの意見を反映させる必要があります。そこで、自治会、民生委員児童委員、老人クラブ、身体障害者福祉協会、ボランティア、教育関係、保健関係者などによる地域福祉活動計画策定委員会を設置し、現計画の審議機関としました。

(2) 地域住民会議

地域の課題や特性を明確にしていくために、地域の自治会・民生児童委員・老人クラブ・身体障害者福祉協会・ボランティア・介護保険事業所・民間企業・PTA等関係者から意見を聞くため、地域住民会議を開催しました。

第2章 重点課題

アンケート調査の結果や地域住民会議の討議などから、地域福祉の課題が明らかになってきました。

これらの課題を市民が共有し、それぞれが持てる力を出し合い、解決にあたることが福祉活動の目的であり、その指針となるのが本計画です。

課題1 少子高齢化及び地域のコミュニティの低下

北部地域では若年齢層の流出による、少子高齢化問題や、南部地域では地域のつながりの低下が上げられ、各地域によっても抱える課題の違いが伺えます。また、住民同士で協力して地域の福祉課題を解決したいと考える人が47.9%と非常に高いが、若い世代になるにつれ当事者意識が低くなることが伺えます。こうした、地域を取り巻く環境の中で、「我が事・丸ごと」の地域づくり、課題を解決するしくみづくりを進めて行く必要があります。

課題2 高齢者・障がい者の生活支援

できることは自分でやるという意見が80.6%と大変高い一方で、高齢者や一人暮らしの方は、高い所の作業やゴミ出しなど、少しの手助けを必要としている現状があります。また、移動手段としてきた車の運転免許証返納（認知症発症）やバス停まで遠いなどの理由により、買い物に不便を感じている人が増加しています。こうした身近な生活支援や移動手段を、地域のボランティアと協働し支える仕組みづくりを進めて行く必要があります。

課題3 生活困窮世帯に対する自立支援

不安定な就労、親の年金に依存した稼働年齢層のひきこもり、浪費癖、多重債務等による家計の圧迫、十分な教育の機会を得られない事による貧困の連鎖などが起こっています。このような経済的貧困や、ゴミ屋敷生活等地域からの社会的孤立による貧困など、さまざまな理由により誰もが生活困窮に陥る可能性が考えられます。また、核家族化の進行や高齢化による収入格差、病気等による就職難など潜在的な困窮者も増加しています。こうしたことから、関係機関とネットワークを構築し、稼働年齢層に対する早期就労に向けた取り組みや、子どもに対する貧困の連鎖を断ち切るべく支援を進めて行く必要があります。

課題4 災害及び防災の支援体制

「災害が発生した時にできること」として避難所での炊き出しが42.4%と一番高く、続いて、高齢者や障がい者の安否確認が26.6%となっており、市民の中に災害や防災に対するボランティア意識が高まっています。

こうしたことから、市民や行政と連携を図りながら、災害時の助け合いによる支援活動の充実を図り、災害に対する備えなどが必要です。

課題5 見守り活動の充実

在宅介護支援センターで定期的な見守り訪問活動や、年5回のまごころ給食をとおして、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の見守りを行っています。また、地域の民生委員・児童委員や地域福祉協力員による見守り活動も実施されていますが、全てを把握することは難しいのが現状です。

こうしたことから、新聞販売店や民間企業と見守りネットワークを構築するとともに、地域の支え合いや見守り活動などを通じて、市民同士が支え合い、助け合いながら「地域力をつける」ことが必要となります。

課題6 相談機能強化と情報提供

アンケート調査や地域住民会議の中で、「どこに相談すれば良いかわからない」等の意見がありました。こうしたことから、相談窓口が地域住民に広く知られ、誰もが気軽に活用できる相談体制の強化が必要です。

また、「福祉に関する情報提供をしてほしい」との意見についても、高齢者などに配慮した分かりやすい情報発信を検討する必要があります。

課題7 地域の担い手・後継者不足

ボランティアの高齢化や後継者不足といった問題が表面化する中、地域の高齢者等の生活課題はゴミ出し、高い所の作業、重い物などの移動等の支援が必要であり、それらを解決するためには地域住民・ボランティアの支援が重要となります。

住民会議の意見でも、若年層のボランティアに対する意識改革及び元気な高齢者が生きがいを持ち、活躍できるしくみづくりが必要となります。

こうしたことから、ボランティアセンター機能の強化を図り、新たなボランティア養成と活動の有償化等のしくみづくりをめざし、また「支える側」と「支えられる側」に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち活躍し、安心して生活できる地域づくりが必要です。

課題8 介護予防・認知症予防の充実

本市の高齢化率は年々上昇し、平成29年10月現在28.7%となり、介護を必要とする人も増加傾向にあります。

家族に介護が必要となった時は「自宅で訪問介護・通所介護を活用して介護する」という意見が46.3%ある反面、「施設などに入所」という意見も21.4%あり、世帯の縮小化や老老介護・介護と育児の両方を行う家庭の増加など、介護力の低下を意味していると言えます。

このような家族の負担を少しでも軽減するために、保健・医療機関と連携し、介護予防や認知症予防などの啓発活動が必要です。

課題9 交流の場づくり

ふれあいいいききサロン参加者の固定化や運営の継続が難しくなっている地域があり、また地域住民会議では、高齢者と子どものふれあいの場づくりや、男性が集える場があると良いなどの意見がありました。

こうしたことから、地域住民や学校等の協力を得、誰もが気軽に集える場の提供と、地域課題等の情報共有ができる交流の場の整備が必要です。

3章 基本理念

基本理念

本計画は、本樂市の地域福祉計画とともに、地域福祉推進の一翼を担う計画です。

地域住民がみんなで支え合い共に生きるという認識を持ち、すべての市民が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域福祉計画と同じ基本理念と基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

“ふれあい、つながり、支え合う 安心とやさしさに包まれたまち もとす”
家族と地域を見つめ直し、
みんながつながり支え合う、安心のある
やさしさに包まれたまちづくりをめざします。

基本目標

地域福祉計画は、基本理念を具体化するため、次の3つの目標に沿って取組みを進めます。地域福祉活動計画は、その地域福祉計画の行動計画として事業を展開していくものであるため、地域福祉計画と同じ基本目標を掲げ、社会福祉協議会としての事業を推進していきます。

基本目標 1 ふれあいとつながりの機会をつくります

地域の担い手を育てるためには、誰もが自分の住んでいる地域に愛着を感じ、そこに住む人がお互いを知ることが大切です。このため、あいさつ運動や声かけはもとより、様々な交流の機会づくりを進め、普段からの見守りやいざといった時の身近な支援ができるような、地域のつながりを築いていきます。やさしい心と支え合いの大切さを育み、安心して暮らせる地域は、みんなが「我が事」として考え協働して一緒につくるという意識を高めます。

基本目標 2 支え合いのしくみをつくります

地域住民、ボランティア、福祉関係者、学校、企業など、さまざまな形による地域福祉活動が行われています。しかし、参加は限られた人たちであり、活動している人たちの高齢化という問題もあげられています。一方、参加したいという意向をもちながらも活動に参加する方法がわからない、地域にとけ込めない、参加機会に出会えていないという人も少なくありません。地域福祉活動がより活発に、継続的に展開できるよう、また新たな地域課題に対し、対応できるよう、そのしくみづくりを進めます。

基本目標 3 安心とやさしさに包まれたまちをつくります

市民一人ひとりが健康で生きがいのある生活を地域ぐるみで支えると共に、介護が必要になっても、障がいがあっても、ひとり暮らしであっても、やさしくすべてを包み込み、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

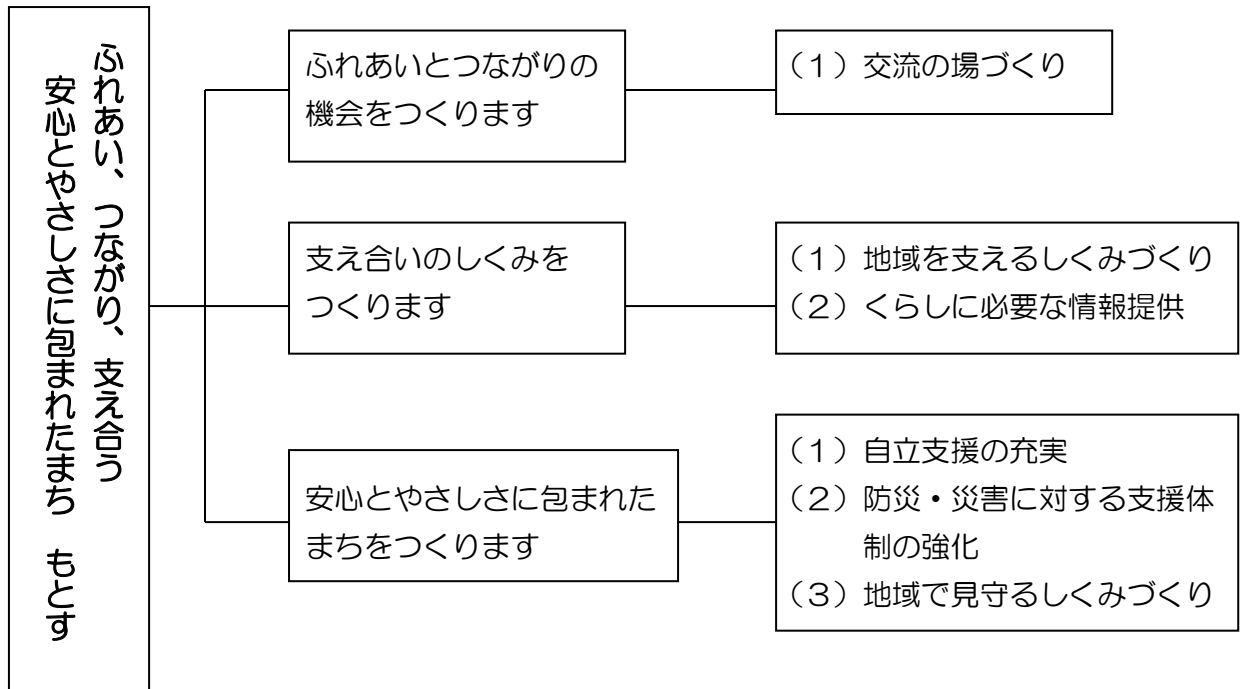
また、子どもを事故や犯罪から守る取り組み、災害時などに配慮を必要とする人の把握と支援体制の構築を推進します。

□ 施策の体系

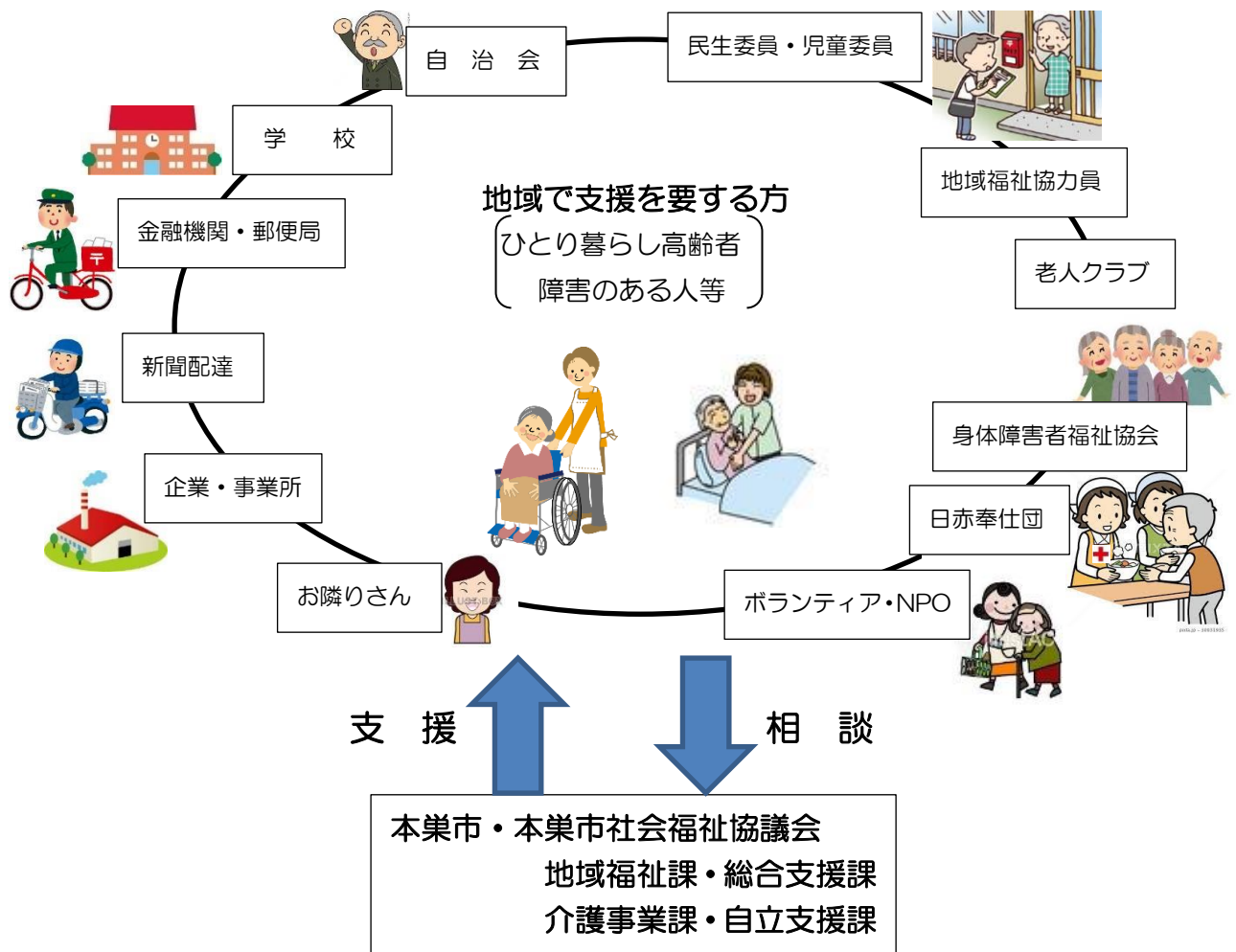
基本理念

基本目標

施策の方向



地域での支え合いネットワーク



施策の体系図

基本目標	施策の方向	事業の展開	実施事業	スケジュール		
ふれあいとつながりの機会をつくります	交流の場づくり	■ふれあいいいききサロンや交流の場の提供	①ふれあいいいききサロンの開催 ②独居老人交流会の開催 ③介護者のつどいの開催 ④心身障がい者のつどいの開催 ⑤福祉運動会の開催	新規区分 30年度 継続 → → → → 31年度 → → → → 32年度 → → → → 33年度 → → → → 34年度 → → → →		
		■ふれあいいいききサロンの充実と広域サロンの開催	①広域サロンの実施（北部地域） ②ふれあいいいききサロンの充実支援と拡充	新規区分 30年度 実施 → → → → 新規 継続・拡充 → → → →		
		■学校を交流の場とした三世代交流の実施	①学校、PTAとの協力・連携	新規区分 30年度 検討 → → → → 新規 実施 → → → →		
		■認知症カフェの拡充	①交流の場マップづくり ②認知症カフェの開催と啓発	新規区分 30年度 検討 実施 → → → → 新規 継続・拡充 → → → →		
	支え合いのしくみをつくります	地域を支えるしくみづくり	■生活支援サービスの充実	①ワンコインサービス等生活支援サービスの創出 ②買い物支援サービス事業の実施	新規区分 30年度 検討 実施 → → → → 新規 継続・拡充 → → → →	
			■ボランティアセンターの充実	①ボランティアの有償化、ポイント制の導入 ②ボランティアニーズの把握 ③ボランティア活動の相談・紹介・斡旋 ④ボランティアセンターからの情報発信 ⑤ボランティア間の交流の場づくり	新規区分 30年度 検討 実施 → → → → 新規 継続 → → → → 新規 継続・拡充 → → → → 新規 継続・拡充 → → → → 新規 継続 → → → →	
			■ボランティアの発掘と育成	①ボランティアリーダーの育成 ②ボランティアの養成と登録者数の増加 ③福祉協力校事業の実施 ④ボランティアスクールの開催 ⑤レクリエーション講座の開催	新規区分 30年度 検討 実施 → → → → 新規 継続・拡充 → → → → 新規 継続 → → → → 新規 継続 → → → → 新規 継続 → → → →	
			■相談機能の強化と充実	①包括的相談支援体制の整備 ②相談窓口の周知	新規区分 30年度 検討 → 実施 → → → → 新規 継続・拡充 → → → →	
		暮らしに必要な情報提供	■情報提供の充実	①社協だより・HP・ケーブルTV・フェイスブックを活用した情報提供 ②ふくし出前講座の開催 ③社会福祉大会・福祉まつりの開催	新規区分 30年度 継続・拡充 → → → → 新規 継続 → → → → 新規 継続 → → → →	
			自立支援の充実	■在宅福祉サービスの充実	①福祉車両貸出事業の実施 ②福祉用具貸出事業の実施 ③高額療養費貸付事業の実施	新規区分 30年度 継続 → → → → 新規 継続 → → → → 新規 継続 → → → →
				■自立支援ネットワークの構築	①行政・ハローワーク等関係機関との情報交換 ②支援調整会議の充実	新規区分 30年度 継続 → → → → 新規 継続 → → → →
				■生活困窮世帯への支援	①子ども食堂など子どもへの支援 ②生活困窮者小口資金貸付事業 ③緊急食糧支援のしくみづくり ④生活困窮者自立支援事業の実施 ⑤生活福祉資金貸付事業の実施	新規区分 30年度 検討 → 実施 → → → → 新規 実施 → → → → 新規 検討 → → 実施 → → → → 新規 継続 → → → → 新規 継続 → → → →
安心とやさしさに包まれたまちをつくります		権利擁護事業の充実	■権利擁護事業の充実	①日常生活自立支援事業の実施 ②権利擁護事業の情報提供 ③介護保険サービスの啓発	新規区分 30年度 継続 → → → → 新規 継続 → → → → 新規 継続 → → → →	
			■災害時支援体制の強化	①災害ボランティアセンター立上げ訓練の継続実施とマニュアルの見直し ②防災に対する啓発活動の実施	新規区分 30年度 継続・拡充 → → → → 新規 継続 → → → →	
		■災害時職員体制の強化	①災害時対応マニュアルによる体制強化 ②事業継続計画（BCP）の整備	新規区分 30年度 実施 → → → → 新規 検討 実施 → → → →		
		■見守りネットワークの充実と地域力の強化	①企業・NPOとの見守り活動の連携強化 ②ヘルプマーク、ヘルプカードの活用	新規区分 30年度 継続・拡充 → → → → 新規 継続 → → → →		

第4章 基本計画

基本目標 1 ふれあいとつながりの機会をつくります

【現状と課題】

ふれあいいいききサロン参加者の固定化や運営の継続が難しくなっている地域があり、高齢者や障がいのある人が交流できる場が少なくなっていることが課題としてあります。

地域福祉を進めていくうえで、様々な交流の機会をつくり、地域の交流やふれあいを深めていくと共に、支援が必要な人との交流、地域の子供との三世代交流など、ふれあいとつながりの機会をつくります。また、それにより、介護予防や認知症等の早期発見に努めます。

【施策の方向】

施策の方向	事業の展開	実施事業
交流の場づくり	(1) ふれあいいいききサロンや交流の場の提供	①ふれあいいいききサロンの開催 [継続] ②独居老人交流会の開催 [継続] ③介護者のつどいの開催 [継続] ④心身障がい者のつどいの開催 [継続] ⑤福祉運動会の開催 [継続]
	(2) ふれあいいいききサロンの充実と広域サロンの開催	①広域サロンの実施（北部地域）＊[新規] ②ふれあいいいききサロンの充実支援と拡充 [拡充]
	(3) 学校を交流の場とした三世代交流の実施	①学校、PTA との協力・連携 ＊[新規]
	(4) 認知症カフェの拡充	①交流の場マップづくり ＊[新規] ②認知症カフェの開催と啓発 [拡充]

1. 交流の場づくり

(1) ふれあいいいききサロンや交流の場の提供

①ふれあいいいききサロンの開催 [継続]

高齢者や障がいのある方、また地域住民の交流の場として、ふれあいいいききサロンを開催し、居場所づくりに努めます。

②独居老人交流会の開催 [継続]

地域と交流の少ない一人暮らし高齢者に年2回食事会を開催し、交流の場の提供と親睦を図ります。

③介護者のつどいの開催 [継続]

在宅で介護を行っている介護者に対し、介護疲れからのリフレッシュや介護に関する情報交換を行い、今後の介護に役立つような交流を図ります。

④心身障がい者のつどいの開催 [継続]

心身障がいのある方に交流の場を提供し、仲間づくりを行うことを目的に運動会や交流会を開催します。

⑤福祉運動会の開催 [継続]

高齢者が一同に会し、軽スポーツを通じて体力づくりや交流を深めることを目的に、福祉運動会を開催します。

(2) ふれあいいきいきサロンの充実と広域サロンの開催

①広域サロンの実施（北部地域） [新規]

誰でも参加できる広域サロンを開催し、交流の場を提供します。

②ふれあいいきいきサロンの充実支援と拡充 [拡充]

多くの人に参加できるふれあいいきいきサロンの工夫やサロンボランティアへの支援を行い、参加し易いサロンの充実を図ります。

(3) 学校を交流の場とした三世代交流の実施

①学校、PTA との協力・連携 [新規]

学校やPTA の協力・連携を得ながら、高齢者が子供たちとふれあうことができる三世代交流を学校を拠点に実施します。子供たちと交流することにより、明るく生き生きと過ごし、おじいちゃん・おばあちゃん先生として、子供たちに知恵を伝えるなど交流を深めます。

(4) 認知症カフェの拡充

①交流の場マップづくり [新規]

ふれあいいきいきサロンや認知症カフェ、広域サロンなど「いつ」「どこで」「どんな集まり」が開催されているかを「見える化」するため、交流の場マップづくりを行います。

②認知症カフェの開催と啓発 [拡充]

認知症高齢者等への支援として、認知症の進行を抑えるとともに、その予防を目的に認知症カフェを開催します。また、それに伴う啓発活動を行います。

【実施計画】

事業の展開	実施事業	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
ふれあいいきいきサロンや交流の場の提供	①ふれあいいきいきサロンの開催	継続				→
	②独居老人交流会の開催	継続				→
	③介護者のつどいの開催	継続				→
	④心身障がい者のつどいの開催	継続				→
	⑤福祉運動会の開催	継続				→
ふれあいいきいきサロンの充実と広域サロン開催	①広域サロンの実施(北部地域) [新規]	実施				→
	②ふれあいいきいきサロンの充実支援と拡充	継続 拡充				→
学校を交流の場とした三世代交流の実施	①学校、PTA との協力・連携 [新規]	検討	実施			→
認知症カフェの拡充	①交流の場マップづくり [新規]	検討	実施			→
	②認知症カフェの開催と啓発	継続 拡充				→

基本目標 2 支え合いのしくみをつくります

【現状と課題】

地域で生活していく上で、ゴミ出しや高い所の作業など、ちょっとした生活支援を必要としている高齢者や障がいのある方は多くなっています。また、ボランティアの高齢化や後継者不足も課題のひとつとなっています。このような課題を解決するために、地域の中で支援できる体制やその担い手であるボランティアの育成に努めます。

【施策の方向】

施策の方向	事業の展開	実施事業
地域を支えるしくみづくり	(1) 生活支援サービスの充実	①ワンコインサービス等生活支援サービスの創出 * [新規] ②買い物支援サービス事業の実施 [拡充]
	(2) ボランティアセンターの充実	①ボランティアの有償化、ポイント制の導入 * [新規] ②ボランティアニーズの把握 * [新規] ③ボランティア活動の相談・紹介・斡旋 [拡充] ④ボランティアセンターからの情報発信 [拡充] ⑤ボランティア間の交流の場づくり [継続]
	(3) ボランティアの発掘と育成	①ボランティアリーダーの育成 * [新規] ②ボランティアの養成と登録者数の増加 [拡充] ③福祉協力校事業の実施 [継続] ④ボランティアスクールの開催 [継続] ⑤レクリエーション講座の開催 [継続]
	(4) 相談機能の強化と充実	①包括的相談支援体制の整備 * [新規] ②相談窓口の周知 [拡充]
くらしに必要情報提供	(1) 情報提供の充実	①社協だより・ホームページ・ケーブルテレビ・フェイスブックを活用した情報提供 [拡充] ②ふくし出前講座の開催 [継続] ③社会福祉大会・福祉まつりの開催 [継続]

1. 地域を支えるしくみづくり

(1) 生活支援サービスの充実

①ワンコインサービス等生活支援サービスの創出 [新規]

電球の取替やゴミ出し、高い所の作業など生活上のちょっとした困りごとを支援する「ワンコインサービス」等の生活支援サービスのしくみをつくります。

また、免許証の自主返納などにより、車の運転が出来なくなった方など、移送に関する支援も行政と検討を行っていきます。

②買い物支援サービス事業の実施 [拡充]

交通の不便や体調により、買い物に不便を感じている高齢者が多くあります。自治会を単位とした買い物支援サービスを実施します。

(2) ボランティアセンターの充実

① ボランティアの有償化、ポイント制の導入 [新規]

ボランティアの有償化やポイント制について検討し、ボランティア活動の活性化を図ります。

② ボランティアニーズの把握 [新規]

地域住民が気軽にボランティア活動に参加できるようニーズ把握を行います。

③ ボランティア活動の相談・紹介・斡旋 [拡充]

ボランティア活動についての相談・紹介・斡旋機能の充実をはかり、他機関との連携を図りながら、地域福祉活動の活性化に繋がります。

④ ボランティアセンターからの情報発信 [拡充]

社協だより・ホームページ・ケーブルテレビ・フェイスブックなどを活用し、ボランティア活動の情報をリアルタイムに発信していきます。

⑤ ボランティア間の交流の場づくり [継続]

ボランティア交流会等開催し、ボランティア同士の情報共有と交流の場を提供し、ボランティア活動の活性化を図ります。

(3) ボランティアの発掘と育成

① ボランティアリーダーの育成 [新規]

ボランティアリーダーの養成を行うことにより、活動の中心となる人材を育成し、多様なニーズに対応できる体制を作ります。

② ボランティアの養成と登録者数の増加 [拡充]

生活支援等を行うボランティアの養成講座の開催や社協だより等を活用してボランティア情報を提供し、登録者数の増加に努めます。

③ 福祉協力校事業の実施 [継続]

市内の小中学校、幼稚園を福祉協力校に指定し、総合学習の中で福祉についての学習を行います。

④ ボランティアスクールの開催 [継続]

夏休みを活用してボランティアスクールを開催し、ボランティアや介護などの体験活動を行うなど、児童生徒が福祉の心を育む機会をつくれます。

⑤ レクリエーション講座の開催 [継続]

ふれあいいいきサロンやボランティア活動を実施する際に、活用できるレクリエーション講座を開催します。

(4) 相談機能の強化と充実

① 包括的相談支援体制の整備 [新規]

「いつでも」「どこでも」相談できる窓口や他機関との連携を図り、ワンストップで問題が解決できる包括的な丸ごとの相談支援体制の整備を行います。

② 相談窓口の周知 [拡充]

老老介護や介護と育児を同時に行う世帯など、福祉課題は多くあり、相談体制の充実が必要となります。わかりやすい相談窓口の周知に努めます。

2. 暮らしに必要な情報提供

(1) 情報提供の充実

①社協だより・ホームページ・ケーブルテレビ・フェイスブックを活用した情報提供

[拡充]

読みやすく、わかりやすい社協だよりの作成や、ホームページ・ケーブルテレビ・フェイスブックを活用した最新情報を提供していきます。

②ふくし出前講座の開催 [継続]

自治会、老人クラブなどの会合に参加し、ふくし出前講座を開催します。

福祉についての情報提供や社会福祉協議会の事業 PR、介護予防や悪徳商法に関する情報提供など行います。

③社会福祉大会・福祉まつりの開催 [継続]

毎年開催する福祉まつりや、3年ごとに開催する社会福祉大会で事業のPRを行います。

【実施計画】

事業の展開	実施事業	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
生活支援サービスの充実	①ワンコインサービス等生活支援サービスの創出 [新規]	検討	実施			
	②買い物支援サービスの実施	継続 拡充				
ボランティアセンターの充実	①ボランティアの有償化、ポイント制の導入 [新規]	検討	実施			
	②ボランティアニーズの把握 [新規]	実施				
	③ボランティア活動の相談・紹介・斡旋	継続 拡充				
	④ボランティアセンターからの情報発信	継続 拡充				
	⑤ボランティア間の交流の場づくり	継続				
ボランティアの発掘と育成	①ボランティアリーダーの育成 [新規]	検討	実施			
	②ボランティアの養成と登録者数の増加	継続 拡充				
	③福祉協力校事業の実施	継続				
	④ボランティアスクールの開催	継続				
	⑤レクリエーション講座の開催	継続				
相談機能の強化と充実	①包括的相談支援体制の整備 [新規]	検討		実施		
	②相談窓口の周知	継続 拡充				
情報提供の充実	①社協だより・ホームページ・ケーブルテレビ・フェイスブックを活用した情報提供	継続 拡充				
	②ふくし出前講座の開催	継続				
	③社会福祉大会・福祉まつりの開催	継続				

基本目標 3 安心とやさしさに包まれたまちをつくります

【現状と課題】

生活困窮など日々の生活に不安がある人や、一人暮らし高齢者など、支援や見守りを必要としている人は年々増加しています。

市民ひとり一人が地域で安心した生きがいのある生活が送れるよう、地域ぐるみで見守りを行うと共に、災害時の支援体制の整備を行います。

【施策の方向】

施策の方向	事業の展開	実施事業
自立支援の充実	(1) 在宅福祉サービスの充実	①福祉車両貸出事業の実施 [継続] ②福祉用具貸出事業の実施 [継続] ③高額療養費貸付事業の実施 [継続]
	(2) 自立支援ネットワークの構築	①行政・ハローワーク等関係機関との情報交換 [継続] ②支援調整会議の開催 [継続]
	(3) 生活困窮世帯への支援	①子ども食堂など子どもへの支援 * [新規] ②生活困窮者小口資金貸付事業の実施 * [新規] ③緊急食糧支援のしくみづくり * [新規] ④生活困窮者自立支援事業の実施 [継続] ⑤生活福祉資金貸付事業の実施 [継続]
	(4) 権利擁護事業の充実	①日常生活自立支援事業の実施 [継続] ②権利擁護事業の情報提供 [継続] ③介護保険サービスの啓発 [継続]
支援体制の強化 防災・災害に対する	(1) 災害時支援体制の強化	①災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の継続実施とマニュアルの見直し [拡充] ②防災に対する啓発活動の実施 [継続]
	(2) 災害時職員体制の強化	①災害時対応マニュアルによる体制強化 * [新規] ②事業継続計画（BCP）の整備 * [新規]
しくみづくり 地域で見守る	(1) 見守りネットワークの充実と地域力の強化	①企業・NPO等見守り活動の連携強化 [拡充] ②ヘルプマーク、ヘルプカードの活用 [継続]

1. 自立支援の充実

(1) 在宅福祉サービスの充実

①福祉車両貸出事業の実施 [継続]

高齢者や障がいのある方の積極的な社会参加を支援するため、福祉車両の貸出を行います。

②福祉用具貸出事業の実施 [継続]

在宅でも生活し易い環境づくりを行うため、電動ベッド・車いす等の福祉用具を貸し出します。また、利用者のニーズにあった福祉用具の整備に努めます。

③高額療養費貸付事業の実施 [継続]

医療費の高額負担を軽減するため、高額療養費の貸付を行います。

(2) 自立支援ネットワークの構築

①行政・ハローワーク等関係機関との情報交換 [継続]

生活困窮者等への支援として、行政との連携はもとより、ハローワーク等関係機関との情報交換を密にし、ネットワークの構築に努めます。

②支援調整会議の開催 [継続]

関係機関等と連携を図り、生活困窮者に対する情報を共有しながら、支援の方策を検討する支援調整会議を定期的で開催します。

(3) 生活困窮世帯への支援

①子ども食堂など子どもへの支援 [新規]

生活に困窮している家族、特に子供に対して、食事や学習の場などを提供し、支援を行います。

②生活困窮者小口資金貸付事業の実施 [新規]

生活困窮状態から脱却するため、ライフラインの復旧や就労支援の際の費用を一時的に貸付し、支援を行います。

③緊急食糧支援のしくみづくり [新規]

生活困窮により食糧が不足している人に対し、緊急食糧支援を行います。

④生活困窮者自立支援事業の実施 [継続]

生活保護に至る前の段階の自立支援を図るため、生活に困窮している人に対して、民生委員・児童委員等と連携を図りながら、自立相談支援事業を実施します。

⑤生活福祉資金貸付事業の実施 [継続]

低所得世帯等を対象に、緊急小口資金、障がいのある方の福祉車両購入費用、就学資金等の貸し付けを行います。

(4) 権利擁護事業の充実

①日常生活自立支援事業の実施 [継続]

高齢者や障がいのある方等、判断能力に不安のある方を対象に、福祉サービス利用の援助、金銭管理、重要な書類等の保管・管理を行います。生活支援員による定期訪問を行い、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

②権利擁護事業の情報提供 [継続]

成年後見制度などの情報をわかりやすく提供し、支援を行います。

③介護保険サービスの啓発 [継続]

居宅介護支援事業・通所介護事業・訪問介護事業など、介護保険サービスに関する情報を社協だより・ホームページ等に掲載し、わかりやすく説明していきます。

2. 防災・災害に対する支援体制の強化

(1) 災害時支援体制の強化

①災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の継続実施とマニュアルの見直し [拡充]

災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等を継続的に実施し、災害時にスムーズな活動ができるよう訓練を行います。また、随時見直しを行い、活動しやすいマニュアルを作ります。災害発生時には、リアルタイムな情報発信が出来るよう、フェイスブックの開設等を行います。

②防災に対する啓発活動の実施 [継続]

災害時における避難場所の周知徹底や予防体制の構築など、市民ひとり一人が自助・共助の意識を持つことが大切です。災害時の心構えや準備など、また防災に対する意識づけ等の啓発活動を行います。

(2) 災害時職員体制の強化

①災害時対応マニュアルによる体制強化 [新規]

災害が発生した際、どのように行動するかを実際に訓練しながら、職員の体制を強化します。

②事業継続計画（BCP）の整備 [新規]

災害が発生した際に事業の継続・再開について判断をするために、事業継続計画（BCP）を整備し、災害時に備えます。

3. 地域で見守るしくみづくり

(1) 見守りネットワークの充実と地域力の強化

①企業・NPO 等見守り活動の連携強化 [拡充]

日々訪問を主としている事業所等（新聞配達、郵便局等）と連携し、行政とともに高齢者宅等の見守りを充実していきます。また、地域の民生委員・児童委員や地域福祉協力員、自治会、地域住民と連携を図り、地域で見守るしくみづくり、地域力の強化に努めます。

②ヘルプカード、ヘルプマークの活用

高齢者や障がいのある方の見守り支援ができるよう、ヘルプカードやヘルプマークの啓発活動を行っていきます。[継続]

【実施計画】

事業の展開	実施事業	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
在宅福祉サービスの充実	①福祉車輛貸出事業の実施	継続				→
	②福祉用具貸出事業の実施	継続				→
	③高額療養費貸付事業の実施	継続				→
自立支援ネットワークの構築	①行政・ハローワーク等関係機関との情報交換	継続				→
	②支援調整会議の充実	継続				→
生活困窮世帯への支援	①子ども食堂など子どもへの支援 [新規]	検討	→	実施		→
	②生活困窮者小口資金貸付事業 [新規]	実施				→
	③緊急食糧支援のしくみづくり [新規]	検討	→	実施		→
	④生活困窮者自立支援事業の実施	継続				→
	⑤生活福祉資金貸付事業の実施	継続				→
権利擁護事業の充実	①日常生活自立支援事業の実施	継続				→
	②権利擁護事業の情報提供	継続				→
	③介護保険サービスの啓発	継続				→
災害時支援体制の強化	①災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の継続実施とマニュアルの見直し	継続 拡充				→
	②防災に対する啓発活動の実施	継続				→
災害時職員体制の強化	①災害時対応マニュアルによる体制強化 [新規]	実施				→
	②事業継続計画（BCP）の整備 [新規]	検討	実施			→
見守りネットワークの充実と地域力の強化	①企業・NPO との見守り活動の連携強化	継続 拡充				→
	②ヘルプカード、ヘルプマークの活用	継続				→

第5章 各課の事業施策

総務課

【事業内容と課題】

総務課は、法人運営に必要な組織全体の管理及び調整を行います。

主な内容として、

- ①職員の労務管理や諸手続きに関すること
- ②予算や決算の管理に関すること
- ③諸規定等の整備に関すること
- ④理事会・評議員会の運営に関すること

など、働きやすい環境づくりや適正な予算の執行、法人運営に必要な組織全体の管理調整を行うため、理事会・評議員会と共に協議していきます。

【施策の方向】

- (1) 財源の確保
- (2) 事務局体制の整備と組織の強化
- (3) 職員の資質向上
- (4) 災害時における対応の整備

【実施事業】

- (1) 財源の確保
 - ①一般会費の加入促進
自治会長を通じ、社会福祉協議会の事業説明を行い、一般会費の加入促進を図ります。
 - ②賛助会員の新規開拓
賛助会費協力依頼と新規開拓を行います。また、会員となった企業にもメリットとなる方策を検討します。
- (2) 事務局体制の整備と組織の強化
 - ①新組織体制の現状と今後の課題についての検討
平成29年度から新組織体制となった現状を把握すると共に、今後の課題について検討を行い、市民が相談しやすい社会福祉協議会、また職員に対しても働きやすい環境づくりを行います。
 - ②将来を想定した人材育成の強化
社会福祉協議会の将来像を想定し、人材育成の強化に努めます。
- (3) 職員の資質向上
 - ①外部研修への積極的な参加による業務の知識向上及び情報収集
各種研修に積極的に参加するよう指導支援し、業務の質の向上に努めます。また、制度等新しい情報にアンテナを張り、情報収集を図ります。
 - ②資格取得に向けた手当や補助についての検討
資格取得にかかる費用また、取得後の手当等検討を行います。
- (4) 災害時における対応の整備
 - ①緊急時における連絡体制及び集合方法の確立
災害時対応マニュアルを基に、緊急時における連絡体制や職員の行動について確認を行い、災害時に備えます。
 - ②市との連絡体制や情報収集体制の整備
市が行う防災訓練に参加し、災害時の連絡方法、情報収集等体制の整備を行います。

総合支援課

I 地域包括支援センター

【事業内容と課題】

誰もが住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が継続できるよう、高齢者やその家族等からの相談を受け付け、個々のニーズや状態に合わせた支援を行い、高齢者の総合的な相談支援の拠点として事業を実施します。

【施策の方向】

- (1) 総合相談・支援事業
- (2) 権利擁護事業
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- (4) 介護予防ケアマネジメント
- (5) 指定介護予防支援
- (6) 生活支援体制整備事業
- (7) 認知症総合支援事業

【実施事業】

(1) 総合相談・支援事業

- ①介護に関すること、健康や福祉、医療や生活、認知症に関すること等高齢者やその家族、市民からの相談を受け付けます。また、相談に対する的確に状況を把握し、適切な対応・継続的な関与ができるよう、体制を強化します。
- ②地域住民に対し、地域包括支援センターの役割を周知するよう、出前講座や広報紙による啓発活動を行います。
- ③各介護サービス事業所や民生委員・児童委員、地域の関係機関等との連携に努め、地域の状況把握や関係者との連携を図ります。
- ④高齢者の実態を把握し、在宅生活に心配のある高齢者の早期発見に努め、円滑にサービスが利用できるよう支援します。

(2) 権利擁護事業

- ①高齢者虐待や消費者被害、判断能力を欠く状況にある人への支援等について、地域のネットワークを活用し、早期発見に努めます。また、迅速かつ適切な対応ができるよう関係機関と連携しながら対応します。
- ②高齢者虐待や消費者被害、成年後見制度等、権利擁護に関する知識や対応方法などについて、地域住民への普及啓発に努めます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント

- ①市内の介護支援専門員の勉強会を開催し、制度・施策に対する確認や事例検討、社会資源の情報提供等を実施します。また、介護支援専門員相互の情報交換ができるようなネットワークを構築します。
- ②地域の介護支援専門員が抱える日常的な個別の支援や困難事例について、適宜対応方法を一緒に検討し、個々の介護支援専門員へのサポートをします。
- ③個別ケア会議を定期開催し、個別課題の解決や関係者のネットワーク構築、自立支援に向けた地域の課題等の把握に努めます。
- ④市や医師会等関係機関との協力により、地域の医療・介護関係者の連携を目的とした多職種連携研修会を定期的に行います。

(4) 介護予防ケアマネジメント

- ①総合事業対象者が、それぞれの能力を活かして、地域におけるつどいの場に自ら積極的に参加するなど、社会との繋がりを作っていくことができるよう支援していきます。
- ②本人、家族、地域住民や関係機関からの情報提供により、要支援者等を把握し、介護予防活動に繋がります。
- ③地域の老人クラブやふれあいいきいきサロン等に出向き、介護予防の普及啓発活動を行います。
- ④一般介護予防教室参加者に介護予防手帳を用いて自己目標を設定し、目標を持って参加できるようにしていきます。教室参加人数や目標に対する自己評価で事業の評価を行い、より効果的な事業を提案していきます。

(5) 指定介護予防支援

- ①要支援認定を受けた方に対し、自立支援に着目したケアマネジメントに基づき、予防給付等のサービスを利用し、要支援状態の維持・改善を図ります。

(6) 生活支援体制整備事業

- ①カフェや教室、サロンなど地域の集まりや生活支援に関する有償サービス、NPOやボランティアグループなど地域の社会資源の把握を行い、地域の支え合いに関する情報を整備「見える化」します。
- ②介護予防サポーター養成講座や住民への説明会等を通じ、地域の困りごとに関する担い手を発掘・養成します。
- ③関係機関や各種団体等との連携、ネットワークを構築し、生活支援ニーズの把握と今後の体制づくりについて検討します。
- ④住民主体のつどいの場の運営を支援します。

(7) 認知症総合支援事業

- ①市職員や企業、小学生に向けた認知症サポーター養成講座を開催します。
- ②市内のキャラバンメイトと協力し、認知症サポーターのフォローアップに取り組みます。
- ③認知症地域支援推進員を配置し、認知症を抱える人やその家族が、社会との繋がりを保ちながら、安心して暮らすことができる環境づくりに努め、認知症カフェの設置・支援に取り組みます。
- ④認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期発見・対応に努めます。
- ⑤地域の社会資源や相談窓口等が地域住民にわかりやすいように、認知症ケアパスを作成します。
- ⑥認知症による徘徊で行方不明になった方の早期発見に繋がるよう、認知症徘徊見守りネットワークの構築に努めます。

Ⅱ 在宅介護支援センター

【事業内容と課題】

在宅で支援を必要としている高齢者やその家族などに対し、ニーズに対応した各種サービスの情報提供を行い、スムーズに支援が受けられるよう連絡・調整を行います。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等の安否確認を行い、地域に密着した支援が行えるよう訪問活動を実施します。

一般介護予防事業として、高齢者の健康・筋力維持を図るため、転倒予防教室等開催、住み慣れた地域で、元気に暮らせるよう支援を行います。

【施策の方向】

- (1) 総合相談
- (2) 日常生活支援総合事業
- (3) 一般介護予防事業
- (4) 見守り訪問活動事業

【実施事業】

- (1) 総合相談
 - ①地域からの相談に対し状況を把握し、適切な対応・継続的な関与ができるよう、地域包括支援センターと連携して対応します。
 - ②高齢者の実態を把握し、在宅生活に心配のある高齢者の早期発見に努め、円滑にサービスが利用できるよう支援します。
- (2) 日常生活支援総合事業
 - ①基本チェックリストで該当した事業対象者に対し、定期的に介護予防に取り組めるよう、各地域でキラリ元気アップ教室を開催します。
- (3) 一般介護予防事業
 - ①おおむね65歳以上の高齢者の健康・筋力維持を図るため、各地域で転倒予防教室を開催します。
- (4) 見守り訪問活動事業
 - ①一人暮らし高齢者及び高齢者世帯を定期的に訪問し、安否確認を行います。また、普段の生活の中での困りごと等を聞き、関係機関と情報共有を行い、適切なサービス利用に繋がります。

I 居宅介護支援事業

【事業内容と課題】

要介護認定を受けた方に対して、介護保険法が掲げる、その人らしく自立した生活が送れるように支援します。また、利用者本人だけでなく、仕事をしている家族が、いつでもケアマネジャーに相談できるように24時間365日体制を取っています。

北部に関しては、サービス事業所も少なく、ひとり暮らし高齢者も多いため、ケアマネジャーとして、状況悪化に早期に気づき、改善するために各機関と連携を強化していきます。

【施策の方向】

- (1) 自立支援を目指した在宅サービスの提供
- (2) ケアマネジャーのスキルアップ
- (3) 24時間365日相談体制の強化
- (4) 関係機関との連携強化

【実施事業】

- (1) 自立支援を目指した在宅サービスの提供
 - ①適切なアセスメントにより、利用者の自立を目指したケアプランを作成します。
- (2) 介護支援専門員のスキルアップ
 - ①法定研修のみならず、常に多方面の研修に参加し、ケアマネジメント技術の向上を目指します。
- (3) 24時間365日相談体制の強化
 - ①利用者家族の多様な働き方により、営業時間内ではケアマネジャーとの連絡が難しくなっています。介護離職などを防止するためにも、いつでも相談できる体制を強化します。
- (4) 関係機関との連携強化
 - ①ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯などの増加により、緊急時の対応方法などの周知が必要です。関係機関に迅速に連絡することにより、遠く離れて暮らす家族も安心できるよう体制強化に努めます。

II 地域密着型通所介護事業

【事業内容と課題】

利用者が、日中安心して過ごせるよう、入浴や食事、排泄等の支援を行っています。また、レクリエーションを通して、脳トレにも取り組み、認知症予防や悪化防止にも力を入れています。

昨今、近隣に多くのデイサービス（通所介護）やデイケア（通所リハビリ）施設が出来たことで、利用者減少はいなめません。今後は、経営状況を見ながら、業務改善を図ると共に地域密着型である特性を生かし、地元で選ばれるデイサービスになるよう改善を図っていきます。

【施策の方向性】

- (1) 地域に開けた事業展開
- (2) 介護予防・悪化に着目したサービス提供
- (3) 健全な経営
- (4) 職員の資質向上

【実施事業】

- (1) 地域に開けた事業展開
 - ①地域の方々および小中学校や幼稚園などにも来所の呼びかけをし、地域密着型の特性をいかしていきます。
 - ②夏休みなど、子育て世代との交流などを実施していきます。
- (2) 介護予防・悪化に着目したサービスの提供
 - ①介護予防に効果あるレクリエーションや脳トレなどを提案し、介護状態の悪化防止に努めます。
- (3) 健全な経営
 - ①業務内容の改善等を行い、経営状況の改善を検討していきます。また、根尾デイサービスについては、サービス事業所も少ない事から、より上質なサービスが提供できるよう業務の見直しに努めます。
- (4) 職員の資質向上
 - ①介護保険法に則り、より要求される支援内容も難しくなっているため、職員の資質向上は必須です。所作にも気を配ることで、介護技術も含む全体の質の向上を目指します。

Ⅲ 訪問介護事業

【事業内容と課題】

介護・障害・福祉施設でのヘルパー活動により、在宅での生活を支援しています。「やってあげる」介護から「できる事を増やす」介護への転換を図り、自立支援に向けての取り組みを進めています。また、経営状況を見ながら、今後も業務改善を行い、参入事業所が無い北部の利用者が不利益を被らないよう、支援の幅を広げていきます。

【施策の方向】

- (1) 自立支援に向けたサービスの提供
- (2) 職員の資質向上
- (3) 市内北部利用者への迅速な対応強化

【実施事業】

- (1) 自立支援に向けたサービスの提供
 - ①利用者に対し、「やってあげる介護」から「やれるようになる介護」への理解を促し自立支援に向けたサービスの提供をします。
- (2) 職員の資質向上
 - ①制度改正などに対応できるよう、職員の資質向上のための研修等への参加を促し、どんな困難事例にも対応できるよう技術の向上を図っていきます。
- (3) 市内北部利用者への迅速な対応強化
 - ①サービス事業所が無い市内北部からの利用者に対し、より迅速に対応できるよう体制の整備を行う必要があり、検討していきます。
 - ②訪問時の異常等について、ケアマネジャーを始めとする関係機関への連絡等がスムーズに行えるよう、連携体制を整備します。

自立支援課

本巢市障がい者就労支援センターみつば・杉の子・ほたる

【事業内容と課題】

自立した生活や社会生活を営むことができるよう、就労や生産活動、余暇活動を提供し、その知識及び能力向上のため必要な訓練を行います。

一般就労に必要な知識、能力が高まった方には、一般就労、A型事業所に向けて支援します。

【施策の方向】

- (1) 職業訓練
- (2) 生活支援
- (3) 集団生活の大切さ
- (4) 自分の意思を伝える力
- (5) 協力者、支援者を地域に作る

【実施事業】

(1) 職業訓練

①就労に求められる力の強化

働く喜び、生活の安定、生きがいや人の役に立っているという喜びを感じ、就労に求められる力を訓練していきます。

②能力を引き出す支援

仕事がやりやすくなるように、道具や方法を工夫し、出来る力を伸ばしていきます。

③工賃アップと給与体制の見直し

工賃アップを目指し、仕事をする姿勢を大切に組みます。また、これまでの給与体制を見直し、働いたことによる対価を明確にしていきます。

(2) 生活支援

①日常生活における基本的訓練の実施

身だしなみ、手洗い、清潔保持、着替え、排泄、掃除、買い物等日常生活に必要なことを一人でできるよう、訓練を行います。

②今後の生活を見据えた支援の実施

親亡きあとの生活を豊かに過ごすために、必要なことが習慣となるように支援します。

(3) 集団生活の大切さ

①集団の中で生活する力をつける。

仲間と協力する力、我慢する力、人に合わせて行動できる力を訓練していきます。

②マナーを学びます。

公共施設でのマナー、ふれあいホームを通しての仲間との共同生活、集団生活の中で必要なことを支援していきます。

(4) 自分の意思を伝える力

①自分の言葉で伝える訓練

自分の言葉で、考えや思いを伝える訓練を行います。自分が困った時に、SOSが出せるよう、自分の思いを人に伝えることができるよう支援します。

②自信を持って行動する

あいさつ、作業の報告、人との関わりを持ちながら、自信がつくよう支援します。

(5) 協力者、支援者を地域に作る

①協力者、支援者の増強

温かく地域で見守ってもらえる人がいることは、とても心強いことです。仲間たちが、安心して生活できるよう、協力者、支援者を増やしていきます。

②啓発活動の充実

仲間たちの日々の姿勢や施設の取り組みなど、地域の皆さんに知っていただくよう、啓発活動を行います。

※現在の仕事内容

- | | |
|--------------------|---------------------|
| • 紙袋の底入れ、ひも通し、加工 | • お茶詰め |
| • ハンガーのウレタン、ピン付け | • 花屋の装飾品づくり |
| • ねじ、釘などの袋詰め、シール貼り | • もとまるサブレづくり |
| • 部品の袋詰め | • 各種クッキー、シフォンケーキづくり |
| • 軍足の加工 | |

仲間と共に・・・

みつば、杉の子、ほたるでは、A型事業所、一般就労にステップアップできるように支援しています。

そのためには、仕事だけでなく、生活面もとても大切です。

施設内で取り組むだけでなく、ご家庭での協力が必要となります。

できた！やればできる！



喜び！達成感！自信！



次もがんばる！やってみる！

このような気持ちに繋げていきたい。

仲間たちの笑顔、力を信じ、ご家庭、職員、地域のボランティア、支援者と共に諦めない支援を目指していきます。

優先事業の展開

基本目標に基づく基本計画は、すべて重要な施策ですが、生活支援サービスや生活困窮者への支援など、緊急な対応が必要な課題については、優先的に取り組みを進めていかなければなりません。

優先施策1 地域で支えるしくみづくり

- ①買い物支援サービスやワンコインサービスなど生活支援サービスの充実
- ②ボランティアの育成、ボランティア活動のニーズ把握などボランティアセンターの充実

優先施策2 自立支援の充実

- ①緊急食糧支援や生活困窮者小口資金貸付事業の整備
- ②子ども食堂など子どもへの支援

優先施策3 防災支援体制の強化

- ①災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の継続的实施とマニュアルの見直し
- ②災害時対応マニュアル・事業継続計画の整備による職員体制の強化

優先施策4 認知症施策の充実

- ①企業や小学生に向けた認知症サポーター養成講座の開催

第6章 計画の策定経緯

【計画の策定経過】

年 月 日	内 容
平成29年8月1日	第1回地域住民会議開催 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画の概要と今後の流れについて ・本巢市社会福祉協議会福祉サービスの実績と評価について ・関わっている福祉サービスについて意見交換
平成29年9月28日	第2回地域住民会議開催 <ul style="list-style-type: none"> ・グループ討議 <ol style="list-style-type: none"> ①新たな福祉ニーズへの対応 ②地域を見守るしくみづくり ③防災について ④交流の場づくり
平成29年12月1日	第3回地域住民会議開催 <ul style="list-style-type: none"> ・グループ討議 <ol style="list-style-type: none"> ①ボランティアの育成・後継者不足 ②企業・NPOとの連携 ③わかりやすい情報提供 ④生活困窮者への支援
平成29年12月25日	第1回地域福祉活動計画策定委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・本巢市地域福祉活動計画の概要について ・地域住民会議の報告 ・計画策定にかかる重点課題について
平成30年2月2日	第4回地域住民会議開催 <ul style="list-style-type: none"> ・重点課題について ・基本理念、基本目標について
平成30年2月28日	第2回地域福祉活動計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本目標、基本計画、活動計画について



地域福祉活動計画策定委員会



地域住民会議

1 地域住民会議とは

地域にはさまざまな課題があります。ひとり暮らし高齢者や障がいのある方または子育てなど福祉に関する課題、防災や防犯など生活の安全に関する課題などです。

地域住民会議は、地域に暮らすさまざまな立場の人々が集まり、自分たちが住んでいる地域を見直し、いつまでも住み続けたい暮らしやすい地域にしていけるためにさまざまな生活課題を話し合う場です。

今回は、地域福祉活動計画策定に向けて、根尾、本巣、糸貫、真正の各地域の課題または本巣市全体の課題を共有化し、その解決策に関する意見や提案を出していただきました。

【会議の概要】

第1回地域住民会議 平成29年8月1日（火）開催

- ①地域福祉活動計画の概要と今後の流れについて説明
- ②社会福祉協議会福祉サービスの実績と評価について説明
- ③グループ討議

現在関わっている福祉サービスについて、自由に意見交換をしました。

【意見交換内容】

- ・ボランティアが増えると良い。有償ボランティアでも良い。
- ・交通手段を考える。もとバスだけでなく、買い物や通院に自由に行けるようなシステム作り
- ・地域との連携、自治会との連携が必要
- ・たくさんの福祉サービスをいかに継続していくか。PRが必要。
- ・子どもの貧困。食事が取れていない子どもへの支援が必要。
- ・防災への認識を高める。備蓄品も必要。

第2回地域住民会議 平成29年9月28日（木）開催

- ①第1回地域住民会議のまとめ
- ②グループ討議

①新たな福祉ニーズへの対応 ②地域を見守るしくみづくり ③防災について ④交流の場づくりについて、意見交換を行いました。

【意見交換内容】

- ①新たな福祉ニーズへの対応
 - ・外出時の交通の確保（タクシー券だけでは不足）
 - ・自治会を巻き込んだ身近な支援が必要（高い所の作業、ゴミ出しなど）
 - ・高齢者や障がい者だけの事業ではなく、子どもへの支援も必要。
- ②地域を見守るしくみづくり
 - ・給食サービスが無くなったことで見守りをする機会が減った。
 - ・企業を巻き込んだ見守りネットワークの充実が必要
 - ・サロンに参加しない人の見守りが難しい。
 - ・何に困っているのか掴めない。
 - ・移動販売をしながら安否確認を行う。
 - ・高齢者食堂はどうだろうか。
- ③防災について
 - ・防災訓練は必要。
 - ・家族で避難場所等確認をする。
 - ・障がい者の救出方法がまちまちで、その対策は執れていない。
 - ・自治会に備蓄品を置くことが大切。
- ④交流の場づくり
 - ・サロンに参加できない人をどうするか。
 - ・高齢者と子供のふれあいの場づくり
 - ・学校を開放して、高齢者と子どもの交流を深める。
 - ・夏休みを利用して3世代交流の実施

第3回地域住民会議 平成29年12月1日(金)開催

- ① これまでの話し合いの中からみられる課題と解決策にて報告
- ② グループ討議
 - ①ボランティアの育成・後継者不足 ②企業・NPOとの連携 ③分かりやすい情報提供
 - ④生活困窮者への支援について、意見交換を行いました。

【意見交換内容】

- ①ボランティアの育成・後継者不足
 - ・活動したいが、どこに相談したら良いか分からない。ボランティアセンターの充実が必要。
 - ・日常的な手伝いをするボランティア、生活支援のボランティアを作ってはどうか。
 - ・送迎のできるボランティア
 - ・新たなボランティアの発掘を行い、介護保険等で補えないところをボランティアで行う。
 - ・地域の中でボランティアを繋ぐコーディネーターを作ってはどうか。
- ②企業・NPOとの連携
 - ・企業と見守りネットワークを繋いでいるが、機能しているのだろうか。
 - ・障がい者に対する企業の理解が薄いのではないか。受け入れ体制が出来ていない。
 - ・地元の企業とコラボしてできることはないか。
- ③分かりやすい情報提供
 - ・広報の上手な使い方。テーマを決めてシリーズ化すると良い。
 - ・興味関心のある記事は見るので、興味を引くような書き方をする。
 - ・ケーブルテレビの活用
 - ・ホームページは高齢者は見ない。
 - ・口コミがいちばん良い。
- ④生活困窮者への支援
 - ・相談できる場所を作り、知らせる。
 - ・働くことに慣れる、生活習慣を正す場所が必要。

【地域住民会議委員】

(敬称略)

所 属	氏 名	所 属	氏 名
自治会	堀 次郎	身体障害者福祉協会	福田洋一郎
	大熊 年己		脇田 治則
	林 重弘	中学校PTA	矢野 幸弘
	小澤 明年		遠山 良徳
民生委員・児童委員	中村 節		山本 進
	溝口 重幸		高橋 瞳
	老人クラブ	小里 孝	白木 佳子
			山田 和典
福田 仁巳		市川 久子	
飯尾 秀和		大島 等	
介護サービス事業所	富田 信義	市内企業	丸文産業(株)
	川村紀志夫		(株)マン・ネン
介護サービス事業所	仙寿苑訪問介護ステーション	一般市民	近藤富士雄
	フレンドリーおりべ	行政	瀬川 清泰
	ライフ居宅介護支援センター		市橋 誉

2 本巢市地域福祉活動計画策定委員会

【策定委員会設置要綱】

本巢市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 この要綱は、地域福祉を推進していくための活動・行動の在り方を定める本巢市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定を目的に、本巢市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（任 務）

第2条 策定委員会は、第1条の目的を達成するため、次の任務を担う。

- （1）活動計画の策定に必要な事項およびその内容を審議する。
- （2）その他活動計画の策定に必要な事項

（組 織）

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって構成する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから本巢市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- （1）自治会代表
- （2）福祉行政代表
- （3）民生委員児童委員代表
- （4）老人クラブ代表
- （5）身障協会代表
- （6）ボランティア団体代表
- （7）就労支援センター保護者会代表
- （8）教育関係代表
- （9）保健機関代表
- （10）学識経験者
- （11）その他会長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱をした日から活動計画完成までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会 議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(地域住民会議)

第6条 策定委員会の業務を円滑に進めるため、地域住民会議を置く。

2 地域住民会議は、地域での問題点や課題及びその解決策について意見交換を行う。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、本巢市社会福祉協議会 地域福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

【策定委員会委員】

(敬称略)

区 分	氏 名	備 考
自治会代表	堀 口 武 彦	委員長
民生委員児童委員連合協議会代表	江 崎 隆 雄	副委員長
老人クラブ連合会代表	國 井 重 雄	
身体障害者福祉協会代表	原 俊 幸	
就労支援センター保護者会代表	坂 井 千 夏	
ボランティア代表	若原 千津子	
教育関係代表	青 山 正 生	
福祉行政関係代表	三 浦 直	
保健機関代表	佐々木 智恵美	
学識経験者	飯 尾 良 英	



本巣市地域福祉活動計画

平成30年3月

発行・編集 社会福祉法人 本巣市社会福祉協議会

〒501-0466

岐阜県本巣市下真桑 1199 番地 1

TEL 058-324-8989

FAX 058-320-3985

Email jimukyoku@motosushi-shakyo.jp

URL <http://www.motosushi-shakyo.jp/>